

国 都 公 景 第 46 号
府 子 本 第 477 号
厚 雇 児 保 発 0615 第 2 号
厚 障 企 発 0615 第 1 号
厚 障 障 発 0615 第 1 号
厚 老 推 発 0615 第 1 号
厚 老 高 発 0615 第 1 号
厚 老 振 発 0615 第 2 号
平 成 29 年 6 月 15 日

各都道府県・指定都市 都市公園担当部局長 殿
各都道府県・指定都市 民生主管部（局）長 殿

国土交通省都市局公園緑地・景観課長

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長

厚生労働省老健局高齢者支援課長

厚生労働省老健局振興課長

都市公園における保育所等施設の設置に係る連携について

今般の都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）による都市公園法の改正により、都市公園の占用を認めることができる施設として、保育所その他の社会福祉施設（通所のみにより利用されるものに限る）（以下「保育所等施設」という。）が追加されたところです。保育所等施設による都市公園の占用にあたっては、都市公園本来のオープンスペース機能を確保し、一般公衆の自由な利用に著しい支障を及ぼさないように配慮することが重要であり、都市公園の占用を許可するか否かについては具体の都市公園の状況に応じて公園管理者が適切に判断すべきものです。

また、保育所等施設の設置の検討にあたっては、当該施設の将来的な需要予測に基づく整備方針等を踏まえ施設の必要性を判断することが必要となります。さらに、保育所等施設の整備や管理運営にあたっては、当該施設に係る個別の関係法令等の定めを遵守するとともに、公園利用等への影響に配慮することが求められます。

このため、公園管理者と保育所等施設を所管する地方公共団体の福祉部局等との間で、都市公園における保育所等施設の設置に関する事前の情報交換や調整、施設管理にあたっての情報共有を行うなど、制度の適切な運用が進むよう、十分に連携を図っていただくようお願いいたします。

また、国有地を借り受け設置されている都市公園において、国有地部分に保育所等施設を設置する場合は、管轄の地方財務局等とあらかじめ調整を図っていただくようお願いいたします。

また、今般の都市公園法改正に伴い都市公園法運用指針の改正を行っておりますので、制度の運用にあたって参考としていただくようお願いいたします。

なお、都道府県におかれては、この旨を貴管内市町村（中核市を含む。）にも周知願います。

(参考) 政令で定める保育所等施設

都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)(抄)

第十二条 (略)

2 (略)

3 法第七条第二項の政令で定める社会福祉施設は、次に掲げるものとする。

- 一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業(同条第五項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業を除く。)、同法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第七項に規定する一時預かり事業又は同条第十項に規定する小規模保育事業の用に供する施設及び同法第三十九条第一項に規定する保育所
- 二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条の二第一項に規定する身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設及び同法第三十一条に規定する身体障害者福祉センター
- 三 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンター及び同法第二十条の七に規定する老人福祉センター
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設及び同条第二十五項に規定する地域活動支援センター
- 五 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園
- 六 前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、前各号に掲げるものに準ずる社会福祉施設として、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定めるもの、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定めるもの